

公平性に対するトップマネジメントのコミットメント

当財団は、医療機器の開発研究、その適切な普及、これらの安全かつ効率的な使用の促進のため、産官学臨のパイプ役となる活動を行ってきており、その一環として医薬品医療機器等法第23条の2の23に基づく認証事業を行っています。認証事業においては、公平で信頼されることを第一として認証業務を実施しており、次のとおり認証活動の公平性を確保していくことをここに宣言致します。

- (1) 当財団は、認証活動における公平性の重要性を認識し、利害抵触を管理し、認証活動の客観性を確実にすることを本旨として認証事業を実施します。
- (2) 認証業務の実施に当たっては、医薬品医療機器等法及び関連法規並びに関連国際規格等に従って、公平性に対して影響を及ぼす利害関係を管理します。認証申請者の固有の情報を他の事業活動のためには一切使用しません。
- (3) 当財団の認証活動に対する異議申立てに対しては、公正に受理し、部外委員を含む異議申立委員会の客観的審議にかけ、結果は申立人に通知します。
- (4) これらの状況は定期的に外部の有識者からなる公平性委員会に諮り、さらなる改善のための助言を得ることとします。

公益財団法人医療機器センター
常務理事 新見裕一